

第2日目（2月26日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。延会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため早退の届けが出ておりますので報告いたします。

[午前9時30分]

○議 長 ここで、総務部長から発言を求められておりますのでこれを許します。  
総務部長。

○総務部長 おはようございます。きのうに引き続き、貴重なお時間をいただきまして大変申しわけございません。議案に誤りがありましたので、議席に配付をさせていただきました。

丸正の差しかえをお願いするのは、第25号議案 南魚沼市行政財産の目的外使用条例の一部改正についてでございます。差しかえ前の議案では、本来、六日町中学校とすべきところを、議案2ページの表3段目、4ページ新旧対照表、左の欄の最上段において、六日町小学校としておりましたので、差しかえさせていただきたいものでございます。たびたびの誤りで大変申しわけございません。さらに注意をして間違いのないように努めてまいりますのでよろしく願いいたします。

○議 長 続きまして、議会事務局長から発言を求められておりますのでこれを許します。

議会事務局長。

○議会事務局長 本日の議事日程に間違いがございました。丸正で配付してございますが、議事日程に変更はございません。日程第5、第24号議案 南魚沼市国民保険税の「税」が抜けておりました。丸正で直してございますので、差しかえをお願いいたします。よろしく願いします。

○議 長 日程第1、第20号議案 南魚沼市職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 第20号議案 南魚沼市職員定数条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。本議案につきましては、南魚沼市職員定数条例で定められております病院事業部局の職員定数について、定数枠を現行の280人から30人増の310人とさせていただきたく、条例の一部改正をお願いするものでございます。

市民病院では病床数140で看護師が不足していることから、夜勤帯の看護師は各病棟2人体制というのが現状であります。そうした中、夜間帯の救急入院数は日中より多い日もあり、また、救急入院患者は状態が悪いことによる入院なので、処置数も多くなり2人体制では対応が難しくなってきております。さらには入院される患者さんの中には高齢の方も多く、夜

中に徘徊もあり、想定外の行動に備えるということも必要であります。

大和病院でも夜勤帯は2人体制でありまして、許可病床数は45床ですが、人員確保ができず、5床が未稼働であります。こうしたことから夜勤体制を看護師3人体制とし、看護現場の改善を図り、入院管理体制を整えていきたいというものであります。

また、新潟県から市民病院の透析室に7人の派遣看護師が在籍しておりますが、平成31年度末には派遣が終了する予定となっており、その補充としての増員も含まれております。さらには医療保険で一番高い加算のとれる、機能強化型訪問看護ステーションへの取り組みによる増員や、それに伴う、居宅支援事業所設置による介護支援専門員の設置が必要であります。

定数増員30人としておりますが、年度ごとの退職者や年度途中の退職者などを考慮しながら、採用を行う中で対応をすることとし、職員定数の枠としてあらかじめ増員しておきたいものであります。

改正内容につきましては、3ページ議案資料、新旧対照表をごらんください。本則の別表になりますが、病院事業部局の職員につきましては、現行の280人から30人増の310人として計の欄、南魚沼市の一般職の定数を1,084人から1,114人に改正させていただきたいものであります。

1ページに戻っていただきまして、改正文の内容は、ただいま申し上げました内容であります。附則といたしまして、本条例の施行日を、平成31年4月1日からとしたいものであります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今、市民病院のほうとあわせて大和病院という形で、5床減になっている、稼働していない部分が、今度は稼働できるようにしたいということがあるのかどうかひとつお聞きします。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 大和病院でもご存じの45床の許可病床で、稼働が40となっております。5床足りないといえますか、稼働していないところですが、そのところも看護師の人員増によりまして、45床まで稼働したいという考えであります。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 20 号議案 南魚沼市職員定数条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 20 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 2、第 21 号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 第 21 号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。このたびの改正につきましては、期末手当について、昨年 11 月 30 日に交付されました国の「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」により、国家公務員の特別職の期末手当が年 0.05 月引き上げられたことから、これに倣って引き上げをお願いしたいものでございます。

3 ページの新旧対照表でご説明をいたします。第 5 条第 2 項中、6 月に支給する期末手当を 100 分の 155 から 165 に、12 月に支給する期末手当を 100 分の 170 から 165 とし、それぞれの支給月の率を同じとし、合計をこれまでの年 3.25 月から 3.30 月へ引き上げとしたいものでございます。

なお、期末手当の引き上げによる影響額につきましては、合わせて年間 39 万円ほどになると試算してございます。

1 ページに戻っていただきまして、附則、この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行するとしたいものでございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 報酬にかかわることですので、このたびの特別職報酬等審議会が開かれていたと思います。その中での答申内容はどういう形でありますか、お聞きします。

○議 長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 私どものほうの特別職報酬等審議会の条例の中では、以前にもお話したことがあると思いますが、期末手当については、審議項目になっていないということで、委員の皆様方には今まで支給している手当の率とか、それは全て情報として開示はしておりますけれども、それについては審議項目ではないということで扱いをしております。以上です。ですので、手当に関する答申はございません。以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 補足をさせていただきます。開催日が 1 月 30 日でございます。内容につきましては、今ほど秘書広報課長が申し上げたとおりでございます。報酬部分につきましては、私どもは白紙諮問ということで資料をお出ししまして、今年度の報酬改定について意見を伺ったところ、報酬部分についてはそのまま据え置きという答申をいただきました。以上です。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 白紙で諮問をしたということですが、多分、期末手当については諮問の中にはないということだと思いますが、要するに据え置きということが決まったというふうに私は捉えています。私はこの結果を見て、今、秘書広報課のほうでは開示はしたがと。要するに期末手当は上がるがということは示して、その分は報酬として考えると上がってもいいというふうに審議会は捉えているのかひとつお聞きします。

○議 長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 ですので、審議会のほうの資料の中に国の特別職をこのような形で改定するという資料を当然、上げております。その中に、国の特別職については本俸は据え置きというふうになっていて、手当は0.05月引き上げるというような資料もお出ししております。先ほど申し上げたことと繰り返しになって申しわけありませんが、委員の皆さんは手当についてはどうですかというようなご質問がございましたが、これから検討もしていくけれども、上げるとすると3月の議会に上程することになるでしょうという話はしました。

ですが、それは諮問の対象ではないので、資料として各議員の皆さん、あと特別職が今までどのような形で毎年、手当を支給されていたかというような資料をつけているということでございます。以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 要するに報酬の額、月額を諮問しているだけだということですが、私は以前にもこれについては条例提案をした経過があります。そうした中で、報酬とは何ぞやというところから考えてみると、手当も含めたのが、私は報酬だと思っています。ですから、合わせて今回0.5月分、我々は報酬が上がるというふうに理解しています。そうした中で、やっぱりせっかく報酬審議会が全体を報酬として見る、見ないという、非常にそこの辺が難しい文章になっていまして、もう少しすっきりとして、そうすると議員は年間幾らもらえますよというあたりがはっきりしたほうが、私は審議委員もすっきりするのではないかと感じるのですが、そういう点どういうふうにお考えですか。いや、全然問題ないのだと。こうしておかないとこういうことが問題が起きるのだというあたりがあったら、ひとつお聞きしておきます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 今ほどいただいたご意見については、前からそういうご意見があることは承知してございます。県内20市の中で審議会の中で報酬及び手当の分ですね、一緒に審議項目としているのが、新潟市を含めて、2つだと考えます。特に新潟市については、ご自分で人事委員会お持ちですので調査もしてございますし、独自に改正もしているような状況でございます。そのような状況の中で考えますと、私どもとすれば、従来どおり報酬について審議いただいて答申をいただくという形でよろしいのではないかとというふうに考えてございます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

16番・中沢一博君。

○中沢一博君　　ちょっと私の記録で初歩的な質問で大変恐縮でございますけれども、この議案の特別職と市議会の審議の順序というものは、私の記録だと今までは特別職のほうが最初で、市議のほうの後だったような記憶が、私はあったのですけれども、それが間違っていたらあれですけれども、何か意図があるのか、大義があるのか。ずっと私は長年そのような記憶で、私が間違っていたら大変失礼ですけれども、そのような記憶があるもので、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。以上です。

○議　　長　　副市長。

○副市長　　第21号と第22号がどうかというご意見でしょうか。これにつきましては、私どもは一緒に提案をしますので、議運の中でどっちを詮議するかという部分でありますので、執行部側からこれを先にしてくださいとかということは予定をしております。議運の中で順番を決めるということでもあります。例えば、もう一つは予算と条例の関係であります。これについても同じ会期内に両方出すということはありますので、その中でどっちを先にするかというのは、やっぱり議運の中でお決めいただくということだというふうに考えております。以上でございます。

○議　　長　　16番・中沢一博君。

○中沢一博君　　おっしゃるとおり議運ですればよかったですけれども、今までずっと特別職のほうで最初に出てきているのです。それで議案を審議して、そしてそれから市議会という形で大体今までやってきた。そういう意図があったのか。私はそのまま皆さん方のそのままよほどない限りはそのまま通すわけでありますけれども、そういうのが執行部としてあるのか、ないのかということをお聞かせいただきたい。

○議　　長　　副市長。

○副市長　　執行部として全くありません。以上でございます。

○議　　長　　7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君　　今の説明だと国が引き上げたその流れを受けてというお話でありましたけれども、私はこの議場で何度も繰り返し申し上げているのですが、国の人事院勧告等と我が南魚沼市の議会の議員報酬について、連動させるというような考え方は、法的な根拠がないと。それで、以前も申し上げました、市の財政が大変苦しい中で、こうやって議場で向かい合っている双方がお互いに引き上がるから、みんなで上げれば何とかというような、そういうムードそのものにどうもなすけないのでございますが、市長はこの点についてどのようにお考えなのでしょうか。

国の姿勢と我が南魚沼市については、事情が違ふと。財政の状況を見ればそう言っている場合ではないと、私はそのように思います。自分の家計について言うならば、火の車のような状態であれば、みんなが我慢し合うと。そこに行政にかかわるものとして美学を持つべきじゃないかと、私はそんなふうに思うのですが、市長のお考えを伺います。

○議　　長　　市長。

○市長　　ご意見をありがとうございます——意見と言っではいけないな、質問して

いただいております。本当もう何度も話をしてくれているので、また繰り返になります。しからば、どうやって基準で決めるのでしょうかということなのです。例えば先ほど言った新潟市とかそういったところは、人事委員会をお持ちですが、我々はそのできかねます。そして根拠性がないということですが、そこに根拠をどこに求めるかということで、人事院の勧告にのっとってやってきたということをやっている。

そして、火の車とされているかどうか、それはそれぞれ思いがあると思います。決して楽な運営をしているわけではないと、市政はですね。財政運営をやっているわけではないと思っておりますが、さりとしてその一度は経験したことがある、全くそうではなくて、特別職もそして議員の皆さんにもご理解をいただき、職員はそれにまた従ってもらえ、大変断腸の思いだったという前市長の言葉を借りて、ここで私は前回もお話をさせていただいておりますが、そういう状況になったならば、これは必ず考えてまいりますということは申し上げております。今の段階でそういうことではないというふうに思っている次第でありますので、意見の食い違いがあると思いますが、我々はこれをもって提案をさせていただきます。

それについて皆さんにお諮りをしているわけでありますので、なあなあでやっているわけでも何でもありませんので、ちょっとご発言も気をつけていただきたいと、私はそのように感想を持っております。こういうことがひとり歩きする場合がありますので、なれ合いでやっているわけではないですから。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず、原案に対して反対者の発言を許します。

岡村雅夫君・13番。

○岡村雅夫君 第21号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論に参加いたします。今ほど質疑の中でもありましたが、報酬審議会の答申は据え置き、そして、人事院勧告が0.05か月分アップということであります。それに倣って提案をされたということでありますが、期末手当までも説明をした中で、諮問を受けた部分で現状維持という形が出たわけでありますけれども、私は報酬の額のみを諮問しているから、この答申の内容とこういったそごが生まれるのではないかというふうに考えていました。

今回、0.05か月分と言いますが、先ほどもちょっと確認をとったのですが、全体で39万1,000円という話であります。そうした中で我々の、私に例えれば普通の議員、職のない議員ですが、議長、副議長ではない人たちは、年間1万7,538円のアップということが言われます。そうした中で、今度は年額で481万7,475円ということになります。そうした中で、これからこれらを市民がどう感じるかということであります。

また、月額を諮問しているわけでありますので、30万5,000円でもありますが、この期末手当には読みかえ規定がありまして、月額に15%割りまして、今回でいくとその3.3か月分

というのが期末手当になるわけであります。それが先ほど言った結果でございます。

庶民感覚からして、今、給与が上がる状況にはないというふうに私は思っています。まして、年金生活者にとってみればどんどん下がり、苦しくなっているという現状ではないでしょうか。

また、市の財政が好転している状況でもありません。せめて我々、議会あるいは特別職が範を示すべきではないかというふうに思っています。つけ加えるなら、人勸に準拠のみでなく実態からの考察も必要な状況ではないでしょうか。官と民、格差拡大で、市民の信頼を得た行政を執行していると言えるでしょうか。私はこの議案に賛成するわけにはいきません。だぶりますが、次の第22号議案では討論に立ちませんので、あわせての討論と私は考えているところであります。以上であります。

[何事か叫ぶ者あり]

○議 長 それでは休憩といたします。

[午前9時57分]

○議 長 それでは会議を再開いたします。

[午前10時01分]

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と叫ぶ者あり]

次に原案に反対者の発言を許します。

7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 私はこの議案に反対の立場で討論いたします。先ほど特別職の報酬等審議会のお話がありました。また、人事院勧告は引き上げと聞いています。そんなわけで12月の職員給与も議会の決定として引き上げになったわけであります。しかしながら、我々はよく考えてみるべきだと思います。我々は思い込みの世界に住んでいるのだと。そういうこともふっと振り返ってみるべきではないか。人事院勧告がいつも正しい数字を出しているかどうか、これについては大きなはてなマークがあると言いましょか。

1月の後半のころからですが、新聞、テレビ等々で国が発表する経済指標について、不正統計とか、データの改ざんとか捏造とか、さまざまな新聞記事が出たことを皆さんご存じだと思います。テレビでも、実はきのうのNHKでもやっていましたね。そしていろいろ追及されると「記憶にございません」と。もう役人は最後は記憶にございませんと言うしかない。

2月17日のNHKの日曜討論でこの問題がメインで議論されました。通常の計算方法でやると賃金が低く出てしまう。それでは安倍の何とか、あるいは何とかミクスの効果がどうかというようなお話で、結局は高い数値が出るように、全数統計ではなくて都合のいい数字だけを拾って統計処理をして、高い数字を出していたのではないかと。それについては首相官邸の関与があったとかなかったとか、私ははっきりとそのことはわかりません。わかりませんが、NHKの公共の電波で流された内容であります。それについて私は本当のこと

を知りませんが、これほどテレビあるいは新聞で繰り返し、繰り返し放送されている。その国の統計的な数字、週刊雑誌はもっと露骨に書いてありましたね。果たして人事院勧告がどうであるか。正しい数値をあらわしていたという可能性と、そうではない可能性と、疑問を差し挟む余地があると、そういう報道であります。

いろいろ考えてみるならば、そういうことも合わせ考えて、市の財政を振り返り、市民とともに我々も議場で痛みを分かち合うという決定をしたいものだと、私はそのように思います。そんなわけでこの議案については、私は賛成できません。以上で私の反対討論を終わります。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

19 番・関常幸君。

○関 常幸君 私は第 21 号議案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。私どもが何かを決めるときには、1つの根拠とかがなければいけないわけでありまして、この問題は合併以来、非常によく出てきている問題であります。それが、私どもがやる物差しとしては人事院勧告なのです。そのところを拒否してしまえば、何も決められなくなります。

そうした場合には、市独自でそういう物差しをつくっていく。それで今、執行部が話をされましたように、市の場合は新潟市がありますよというような形であるわけです。そこに準じてやってきているという形でありますので、私はこのことについては賛成していきたいと思っております。

ちょっと補足ですが、12月の一般質問で、議会の環境整備の問題について、私は一般質問をさせていただきましたが、その中にこの報酬の問題というのも入っているわけでありまして。この条例も市民のサービス、市民の発展のためにどういうふうにしようかという中で、私ども議員活動をしているわけでありまして。市民目線のためとか、そういうふうな表現というのはそれらが非常にひとり歩きしていて、私は非常に残念に思っているところであります。ぜひ皆様、この第 21 号議案については賛成をお願いしたいと思っております。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 採決いたします。第 21 号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 21 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 3、第 22 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。



○総務部長 第 22 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。このたびの改正は、先の第 21 号議案と同様に、期末手当につきまして国の「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」により、国家公務員の特別職の期末手当が年 0.05 月引き上げられたことから、これに倣って引き上げを行いたいものでございます。

3 ページの新旧対照表でご説明を申し上げます。第 2 条第 3 項中、一般職の 12 月改正前の率でございます 100 分の 122.5 を、まずは現状の 100 分の 130 に改め、実際の支給率であります 100 分の 155 を 100 分の 165 に改めます。また、12 月の支給率をあらわしていた部分を削除いたしまして、100 分の 165 を 2 回支給することとし、合計をこれまでの年 3.25 月から年 3.30 月へ引き上げとしたいものでございます。

なお、期末手当の引き上げによる影響額につきましては、年間 12 万円ほどになると試算をしております。

1 ページに戻っていただきまして、附則 1、この条例は平成 31 年 4 月 1 日から施行するとしたいものでございます。さらに、2 といたしまして、特別職であります病院事業管理者についても同様に、これまでの年 3.25 月から年 3.30 月へ引き上げとしたいものでございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

5 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 第 22 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。先ほどの第 21 号議案でも議論になりましたので多くは語りませんが、今回の改正は期末手当の引き上げですが、この地域の経済状況は、政府の統計そのものが先ほども信頼が揺らいでいるような状況ですが、政府が言っているような長期の経済成長とはほど遠い状況だと思います。景気回復を実感している市民は少ないのではないのでしょうか。ましてや、アベノミクスの恩恵を受けている市民など皆無ではないかと思われれます。

また、年寄りの年金は減らされ、医療や介護の負担は増え、手取りはさらに減らされています。また、この地域は、有効求人倍率が高いと言われていますが、中身はパートなどの非正規雇用が多く、働く人全体では今、37.8%が非正規雇用となっています。そのため、1 人当たりの所得は減り続けています。

また、昨年も米は不作となり、多くの米農家が 2 年続けて減収になっています。そして、平成 30 年度からは米の直接支払交付金もなくなりましたので、大規模農家ほど影響が大きい

のではないのでしょうか。このような中で報酬を引き上げることは、市民感情からしても許されないのではないのでしょうか。こうした点から、第 22 号議案に反対をいたします。多くの皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

7 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 第 22 号議案に反対の立場で討論させていただきます。私がお話しした内容については、ほぼ前回と以下同文であります。しかしながら、議事録の都合もありますから多少違うお話をしてみたいと思います。今ほど、市民感情からしてというお話がございました。私も全く同感であります。市財政が厳しい中、議会も身を切ろうという姿勢で前回の選挙には 4 議席減らしたわけであります。率にして、議会全体で議員報酬は 15% カットされたという結果となっています。

そんな中で、市の特別職にもどこか身を切る姿勢があっているのではないか。市の財政を考えれば、人事院勧告、人事院勧告と言って不確かなものを当てに——当てにというのは表現がよくないですね。人事院勧告という不確かと思われるものに基づき、引き上げるということについては、私は賛同いたしかねます。

人事院勧告が間違っていると申し上げるつもりはありませんが、大きなはてなマークが今、つけられている。国が発表する経済指標の大半には、今、大きなはてなマークがつけられている。じゃあ、何を基準にすればいいのだという人もあると思います。本当にそういう状態で、政府の信頼が揺らいでいると。日曜討論でもありました。ある大臣が、失われた信用について全力を挙げて信用回復に努めたいと言っておりましたけれども、現状はそんな状態があります。

もとへ戻りますが、市の財政状況からして、みんなで身を切る姿勢を持つべきだと、私はそのように思います。最後に、この第 22 号議案が議会に上程されたことについて、大変残念に思います。以上です。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 私は原案に賛成の立場で討論に参加をしたいというふうに思います。反対者の発言の中、財政問題、財政のこういう状況の中で、これでいいのかという話がありました。確かに私も今回、一般質問で財政問題をいたしますけれども、財政のことを考えれば何でもかんでもよしというわけにはいかない。だけれども、先ほどの前の議案の賛成討論の中にもありましたけれども、職員もそうですし、議員もそうですし、特別職もそうですけれども、賃金・給与・報酬のあたりはきちんとやっぱり基準、よりどころがなく自分たちの感覚でそれを決めるということは、やっぱり非常に、むしろ私は危険だと思うのです。

そしてまた財政問題を語るのであれば、最終的には、何年か前に行いましたように財政再

建5か年計画がありましたけれども、そういう中で私たちも身を切ってこの財政再建に立ち向かわなければならぬ場面というのが出てくると思うのです。今、私たちが財政健全化を向けるには、もっとその前に議員としてやるべきことは、財政健全に向かってやるべきことはあると思います。

それは限られた財政の中で、いかに効率よく財政を運営しているか。そういうところをやった上で、まだ財政的に問題があるのであれば、それは私たちは積極的に身を切る。お互いに身を切りながら、市のために考えていかなければならないということは当然ですけれども、今、私たちがやらなければならないことは、ほかに、ルールに従ってやる。そしてまた、なおかつ財政問題はほかのやり方で財政を健全化していくというのが、私たち議員に課せられた役目だというふうに思うのです。

身を切って、そして自分たちも一緒に身を切り、そして財政再建に向き合う。それは大変聞こえはいいのですけれども、私たち議員がやらなければならないことは——それも最終的にやらなければならないことは私は否定しませんが——まずやらなければならない財政問題、財政を健全化する問題は、そこよりももっとほかのところから一生懸命やっていくと。

そういうところも考えていただきたいというふうに思いまして、あまりこの一方的にそういう話が進むと、ちょっと私も、といいますか、財政問題が市民になお誤解される向きがあるのではないかというふうな思いで、一応賛成討論に立たせていただきました。よろしくお願ひします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第22号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第4、第23号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 では、第23号議案 南魚沼市税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。今回の改正は、平成30年12月定例市議会におきまして議決をいただきました、都市計画税の廃止に伴います市税条例の関係部分について改正するもの、及び平成

30年度の地方税法改正による項ずれの修正であります。

それでは、新旧対照表でご説明を申し上げます。議案書の3ページをお開きください。

第55条第3項は、固定資産税の納期に関する規定でありますけれども、1年度4期に分割して納入してもらおうところ、都市計画税と合わせた固定資産税額が4,000円以下の場合、1期にまとめて納入してもらおうという規定であります。この中で括弧書きの部分、(次条第4項の規定によって都市計画税を合わせて徴収する場合においては、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。)と、この部分を削ります。

その下、第56条第4項は、固定資産税と都市計画税を合わせて徴収するという規定ですけれども、都市計画税の廃止に伴い、この第4項全文を削ります。

めくっていただいて4ページです。第57条第2項は、固定資産税の納税通知書に関する規定でありますけれども、都市計画税に関する部分を削ります。

その下、附則の第9条の2、これがいわゆる「わが町特例」というものでありまして、自治体ごとに固定資産税の課税標準の特例を定めることができるという規定でありますけれども、地方税法の附則第15条第43項に規定をされておりました、中小企業経営強化法に基づいて取得をした経営力向上設備等に関する課税標準の特例について、その適用期間が平成31年3月31日をもって終了するということから、この第15条第43項が削られまして、後続の項が1項ずつ繰り上げられることに伴います改正であります。

第9条の2第16項中、法附則第15条第44項を第43項に、第17項中、法附則第15条第47項を同条第46項に改めるというものであります。

議案書の1ページに戻っていただきまして、改正条例の附則であります。第1項は施行期日で、この条例は、平成31年4月1日から施行したいというものであります。

第2項は経過措置で、平成30年度分までの固定資産税及び都市計画税の徴収については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 これは、議会の議決した部分に合わせての税条例の一部改正でありますけれども、徴収する側にちょっとお聞きしたいのですけれども、滞納繰越が当然ありますけれども、これについてはそうすると都市計画で新たに賦課をしないということであるならば、今までの滞納分についても、やはり納めていただく方々にすると、強い立場に立っておくといえますか、そういうようなことも懸念をされるわけでありまして。この条例をつくって税条例も改めた結果的に、滞納徴収についてちょっと心配もしているのですけれども、そこら辺は全く心配ないのだというようなところがあれば、お考えをお聞きしたい。

○議 長 税務課長。

○税務課長 滞納繰越分の徴収に関するということのお問い合わせだと思っておりますが、そちらにつきましては、もう既に確定した税となっておりますので、それは従前の例に倣いまし

て、確実に徴収するという事は変わらないものと考えております。以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 補足をいたします。感情的に、取らなくてもよかった税なのではないかというふうな捉えられ方をしないとも限りませんが、それは今までは、今まできちんとそれは活用されてきた税でありますので、その有効性。ただ、ここから先はもう考え方を変えましたと。それをはっきりと説明をした上で、徴収は徴収として扱うということになるかと思えます。以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 決意のほどは伺いました。いろいろな税については、結局そのまま生活困窮とかであった場合については、放棄をするということもあわせてやってきたわけでありませぬ。そうすると、市民生活部長が言ったとおりにならないような状況をつくっていかねばならないと思えますので、安易に債権放棄をするということに、この部分が引っかかってくるということはないと私は信じておりますけれども、そこら辺のまた決意をお聞きしたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 都市計画税だけをもぎ取って安易にということはずまず考えられない。その生活状況あるいはこれから先の収入状況を勘案した中で、これはもう徴収不能であるという場合には、残念ながらそれは不能欠損という扱い、あるいは執行停止という扱いにせざるを得ない部分がありますけれども、大抵は固定資産税と合わさっているわけです。一緒のものとして考えて、じゃあ、その人にとって本当にこれが徴収可能なかどうか。それはきちんと判断をした上で、欠損なら欠損という処分をしていきたいと思えます。これは安易に都市計画税がこうなったからということでもぎ取って、それだけを特別に扱うということは、我々としてはできないというふうに考えております。以上です。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 この改正する条例の内容はわかりましたし、今ほどの質問の中にありましたね。決まったことですので、これはいいのですけれども。ただ、答弁の中でちょっと私が気になるところは、過去の滞納分の固定資産税は、過去に課税した分なので、それはどうこうは関係ないということですが、今度は予算項目からすると都市計画税というのがなくなるのですが、そういう滞納分の税処理といいますか、その収入の処理みたいなのは、ちょっとこれはずれるかもしれないのですが、そこら辺はどういうふうな税務処理をするのでしょうか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 現年度分の項目はありませんけれども、滞納分としての収入項目はつくっておりますので、そこに入ります。

○議 長 21番・牧野晶君。

○牧野 晶君 都市計画税はこの間、廃止したわけですがけれども、それによってそのとき

に都市計画税を廃止しても事業はしていくよという、そういうことはちょっと答弁があったわけですが、それでもやっぱり誤解が生じる可能性があるわけです。もう都市計画税をやめたから都市計画事業をやめるよというふうな、そういう点でアナウンスをしっかりとすべきじゃないかとか、前の議会のときにいろいろなことを言ったわけですが、

例えば私は、ちょっと済みません、都市計画税廃止しますよというのは、議会だよりやほかの議員がチラシで出しているのしか見ていないのですけれども、市のほうに、例えば都市計画税廃止になったけれども事業をやめるよとか、都市計画税が廃止になって事業をするかしないかとか、そういう問い合わせとかがあったかとか、またどういふアナウンスを12月から今までしたのか。

誤解が生じると、もう都市計画事業ができなくなってしまうので、先ほどの市民生活部長の答弁も、これからは——変な言い方をすれば、市民生活部長は今までの考え方が変わったんだからというふうなのでささっと言うわけですよ。というのは、とり方によってはもう都市計画事業をしないというふうにも、市のほうの姿勢として見えてしまうというか、とられてしまうようにも私は感じるわけです。そういうことがないように、これからも約束したものとか、必要な事業はしていくというのを、その姿勢をどうやって打ち出して市民にお知らせしていくか。それこそ、払い損じゃないかと言われぬように、どういふふうにしていくかの対策を、3か月、何を考えたのかを聞かせていただければと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 問い合わせの件ですが、1件、何か問い合わせがあったそうあります。「都市計画税を取らないようにするの」というような内容ですね。それについて事業はどうするというような中身まではなかったようであります。

周知の方法でありますけれども、3月15日号の市報で掲載をするという計画にしております。その中で都市計画税は廃止をするということ、それから都市計画事業については今後も継続して行うということをきちんと書くことになっております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第23号議案 南魚沼市税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 5、第 24 号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 では、第 24 号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

今回の改正は、これまで附則の規定による特例として保険税の減免を続けてきた、いわゆる旧被扶養者に係ります応益割、応能割につきまして、平成 31 年 4 月 1 日から、応益割については、条例本則上の規定に基づいて 2 年間の制限を設けるということになったことに伴います改正であります。

旧被扶養者といいますのは、後期高齢者医療制度の施行によりまして、それまで協会けんぽなどの被用者保険の加入者であった方が後期高齢者医療に加入することとなり、その被扶養者であった人が国民健康保険に加入せざるを得なくなったという方のことであります。被用者保険の被扶養者であったときは、ご自身で保険料を納付する必要がなかったわけですが、国保に加入するとなりますと、均等割、平等割、所得割の保険税が課せられるということになるわけでありまして。この急激な負担の増加を緩和するために、国保の資格を取得した月以降、2 年間に限って均等割、平等割——これが応益割といわれる部分でありますけれども——均等割、平等割について一律 5 割の軽減、及び所得割——これが応能割ですけれども——これについては全額免除とすることとされておりました。

しかし、政権交代等があった中で、後期高齢者医療制度が定着するまでの間は、2 年間という制限を設けずに、継続してこれを減免するという取り扱いとなっておりました。

後期高齢者医療制度が施行されてから 10 年以上が経過をしております、一定の定着が図られたと考えられること、世代間あるいはその同じ世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求めるといふ政府の方針のもと、後期高齢者医療制度においても特例軽減制度を段階的に見直すこととしていること、これらと平仄を合わせる形で、4 月 1 日から、保険税の応益割については、本則どおり 2 年間の減免とし、応能割については、これまでどおり免除を継続するという内容に改正するものであります。

これらの取り扱いは、国の通知に基づきまして、それぞれの自治体の条例上で規定をするということになっておりますので、今般、その内容に沿って条例の必要箇所を改正するものであります。

それでは、新旧対照表でご説明を申し上げます。議案書の 3 ページをお開きいただきたい。まず、右側の現行の規定の仕方でありまして、旧被扶養者の保険税の減免について、第 14 条の 2 第 1 項において、括弧書きであります（資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限る。）という制限を設けております。したがって、これだけであれば、応益割、応能割全てについて 2 年間に限り減免するという内容になるわけでありまして、その次のページ、4 ページでありますけれども、最後の附則第 21 項で、当分の間、この括弧書きをないものとして扱うという規定が置かれておりました。この規定によりまして、2 年

間を経過した以降も減免を継続してきたわけであります。

新年度以降は、応益割だけが2年間の制限を設けるということになるわけですので、4ページのこの附則第21項を削ります。あわせて3ページに戻っていただきまして、第14条の2第1項の括弧書きも削ります。両方削ってしまいます。そうすると、減免がずっと永遠に続く形になりますので、改正案の第14条の2第2項第2号に規定をします、均等割の軽減について、先の括弧書きと同じ2年間という制限の規定を加えます。同じく第3号に規定をします平等割の軽減についても、同様規定を加えるものであります。

議案書の1ページに戻っていただきまして、この改正条例の附則であります。この条例は、平成31年4月1日から施行したいとするものであります。

なお、現在、減免を行っております旧被扶養者は20人いらっしゃいます。この改正によりまして4月1日以降、応益割の5割軽減が対象外となる方は10人いらっしゃいます。ご負担が増える方々につきましては、5月以降、税額確定とともに変更内容等を通知申し上げ、ご理解を求めることとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第24号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第6、第25号議案 南魚沼市行政財産の目的外使用条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 それでは、第25号議案につきまして、提案理由を申し上げます。本案は、学校の統廃合などにより施設の名称変更が生じたために新しい名称に修正し、さらに施設の表示を学校番号順に並べかえるために、南魚沼市行政財産の目的外使用条例の一部改正をお願いするものでございます。

平成31年3月31日をもって閉校となります五日町小学校の体育館は継続利用、グラウン



ドと校舎は普通財産に所管替えし、大巻小学校の体育館とグラウンドにつきましては、4月1日以降に利用する予定がなく、校舎を取り壊してから普通財産に所管替えする方針がまとまりましたので、本条例から名称をそれぞれ削除することといたしました。

それでは、内容についてご説明申し上げます。3ページからの新旧対照表をごらんください。別表第2につきましては、右側の現行施設のうち、屋内体育館とグラウンドの欄にございます「五日町小学校」と「大巻小学校」を削除いたします。また、屋内体育館の欄にある「旧大巻、旧五十沢中学校」を、改正案の「おおまき小学校」と「五十沢小学校（第2体育館）」に変更し、グラウンドの欄にある「旧大巻中学校」を「おおまき小学校」に変更したいものでございます。

次に、4ページの柔剣道場及び武道館の欄をごらんください。これまで「各中学校」と表記していたものを、改正案の「おおまき小学校、五十沢小学校、大和中学校、八海中学校、六日町中学校、塩沢中学校」と個別表記して明確化したいものでございます。

さらに、この改正にあわせて施設名を学校番号順に並べかえ、南魚沼市学校設置条例の表記と同じ順番にしたいものでございます。以上が改正内容でございます。

2ページにお戻りいただき、附則といたしまして、施行日を、平成31年4月1日としたいものでございます。説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第25号議案 南魚沼市行政財産の目的外使用条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第7、第26号議案 南魚沼市放課後児童クラブ条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 第26号議案につきまして提案理由を申し上げます。

五日町小学校と大巻小学校の統合に伴い、これまで「たけの子クラブ」と「なかよしくら

ブ」として別々に設置していた2つの放課後児童クラブを統合して、新しく「おおまきクラブ」——平仮名でおおまきクラブ——を設置することとなったため、南魚沼市放課後児童クラブ条例の一部を改正したいものでございます。

3ページの新旧対照表をごらんください。第2条の表、現行の「たけの子クラブ」「大空クラブ」「なかよしクラブ」を、改正案、「おおまきクラブ」「大空クラブ」に改め、おおまきクラブの位置を南魚沼市大杉新田416番地2としたいものでございます。

1ページにお戻りいただき、附則といたしまして、施行日を、平成31年4月1日としたいものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第26号議案 南魚沼市放課後児童クラブ条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第8、第27号議案 欠之上クロスカントリーハウス条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 それでは、第27号議案につきましてご説明申し上げます。

現行条例の利用料金は、南魚沼市文化スポーツ振興公社が実施しております総合型地域スポーツクラブ「南魚スポーツパラダイス」の会員だけの規定となっております。このたび、第2の総合型地域スポーツクラブ「スポーツ&ライフ南魚沼」の創設に伴い、市内の総合型地域スポーツクラブの会員に適用できるよう改正したいものであります。

3ページの新旧対照表をごらんください。現行、別表表中、「南魚スポーツパラダイス会員」及び「南魚スポーツパラダイス非会員」を、改正案「市内総合型地域スポーツクラブ会員」及び「市内総合型地域スポーツクラブ非会員」に改正したいものであります。

1ページにお戻りいただき、附則といたしまして、本条例は、公布の日から施行したいものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 27 号議案 欠之上クロスカンントリーハウス条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 27 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 会議の途中ではありますが、休憩といたします。再開は 11 時 10 分といたします。

〔午前 10 時 49 分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

〔午前 11 時 10 分〕

○議 長 日程第 9、第 28 号議案 南魚沼市居宅介護支援事業及び介護予防支援事業に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 第 28 号議案 南魚沼市居宅介護支援事業及び介護予防支援事業に関する条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

本議案につきましては、「南魚沼市居宅介護支援事業及び介護予防支援事業に関する条例」で定められております、居宅介護支援事業を実施する事業所の名称及び位置について、「南魚沼市民病院居宅介護支援事業所」を追加させていただきたく、条例の一部改正をお願いするものであります。

平成 31 年度より南魚沼市民病院において、機能強化型訪問看護ステーションに取り組むに当たり、市民病院内に居宅介護支援事業所の併設が要件となっていることから、平成 31 年 4 月 1 日の開設を目指し、準備を進めているところであります。

現在、市内のケアマネージャー不足から、在宅介護サービスを受けるために必要なケアプランの作成が遅れることもあり、市民病院入院患者の退院調整を進めても、すぐには在宅に結びつかない状況となっております。病院内に居宅支援事業所を開設することにより、退院に向けた在宅介護サービスを円滑に提供できるようにし、地域包括ケアシステムにおける医

療・介護の連携としての重要な役割を担うことを目指したものであります。

改正内容につきましては、3ページ議案資料、新旧対照表をごらんください。第3条第1項の表に、開設する居宅介護支援事業所の名称及び位置として、名称「南魚沼市民病院居宅介護支援事業所」を加え、位置に「南魚沼市六日町2643番地1」を加える改正をさせていただきたいものであります。

1ページに戻っていただき、改正文の内容はただいま申し上げた内容であります。附則といたしまして、本条例の施行日を、平成31年4月1日からとしたいものであります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この部分については、病院事業会計の当初予算にもかかわる問題でもありますけれども、この条例改正で今ちょっと懸念していることをお聞きいたします。平成31年4月1日から施行でありますけれども、要はこういう体制を紙の上ではできたとしても、実際にこれが動き始めるということが最も大事なわけではありますが、ケアプランナーの不足ということを、市民病院の中にこれを設置したからといって、ケアプランナー不足が私は解消できないだろうと思っはいるのです。そういうところを市内の介護事業所、いろいろなケアプランナーの方がいらっしゃいますけれども、そういう方たちとどういような意見交換をして、プランナー不足を解消しようとしているのかということ、まずお聞きをしたいわけです。

市民病院とするともう一つ、地域包括ケアで最も大事なところが、訪問看護であったわけです。訪問看護のほうにここに人員を割いた以上は、居宅介護支援事業のステーションになるかは知りませんが、これも動かなければならない。そうすると、両方を動かすこととなると、またさらに人材確保という面で非常に難儀をするのではないかとこのところがあるので、この2点について、担当としてはどのように判断なさったのかお聞きしたい。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 まず1点目のケアプランナー不足ということで、市内のケアプランナーの充足という直接的な意味ではなくて、先ほど提案理由の説明で申し上げましたが、病院の入院患者さんが退院するに当たって、退院の促進といいますか、その上で在宅介護サービスを受ける必要がある方、その方へのケアプランの必要性があると。国のほうで決めてあります機能強化型訪問看護ステーションを設置するには、こういったものをその同一敷地内に設置しなさいというような要件がございます。その上で設置するものですので、病院の入院患者さんのケアプランを立てるために居宅介護を設置して、そこに実際、看護師の中でその資格を持っている者がおりますので、異動によりましてそこへ配置して、ケアプランを立ててもらおうということですので、市内のケアプランナーの方々とのやりとりということにはおられません。病院内での完結というようなことを目指しております。

もう一つ、訪問看護の人材ですけれども、先ほど可決していただきました30人増の中には、

その部分も当然、含まれております。準備段階として、看護部長を中心に、どの方をどういうふうに4月1日以降もっていくのかというのはやりとりしているのですが、今後その不足分も順次、看護師の採用をもって充てていくと。ただ、新人看護師ですと、今ほどの内容のところには、なかなかすぐにはということなのですが、やりくりしながらベテランの看護師さんをそこに回してということが進んでいるところでございます。人材についてはそういうことで考えております。以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず、1点目でありますけれども、病院として機能強化型を図るということは、それは結構なのです。問題は、地域包括ケアシステムというのは、市民病院だけで完結するものでないわけです。広く言えば2市1町になるのか、魚沼医療圏なのかわかりませんが、その全体の中でどうかということも考えていただかないと。これが必要であるということはわかってはいます。そこら辺、最も大事なところで、意見交換をしながらやはりほかの事業所でも頑張っていたきたいというところが見えてこない、市民病院だけこういうのをやったというので、それでいいのかということが当然出てくるかなと思っていますので、そういうところは十分に配慮をして、意見交換を行っていただきたいと思います。

人材のほうの確保については、民間事業所と比べて今度は市の職員として採用するわけがありますから、身分的には市の職員のほうが安定をしているという、そういう判断をされるわけです。そうすると、どこにしわ寄せがくるかといえば、多分、民間であろうと思っています。ですので、機能強化型を図る、とっても大事なことなのです。大事なことですが、民間を圧迫してまで人材の取り合いになるということのないように、十分配慮しながら人材確保に努めるということまでお考えだと思いますけれども、ちょっとお考えを聞いておきます。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 議員がおっしゃっている点も、私も昨年の4月からこのプロジェクトチームを組みまして、副院長を中心に今のような課題も出てまいりました。民間の不足しているケアマネージャーを引っ張るというのは議員がおっしゃるとおりで、それは本末転倒になってしまうということで、先ほど申し上げましたように病院内の看護師の中でその資格を持っている方がいらっしゃいますので、そういった方々に新たにできる居宅介護支援事業に配置をして対応しようということで、民間の方を引っ張るということは考えておりません。そうなりますと、ほかのこのサービスを受けられる方々が非常に不便をこうむるということになりますので、その辺は十分考えながら対応をしていくということであります。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 28 号議案 南魚沼市居宅介護支援事業及び介護予防支援事業に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 28 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 10、第 29 号議案 南魚沼市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

水道事業管理者。

○水道事業管理者 それでは、第 29 号議案 南魚沼市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、水道法の施行令及び施行規則の改正によりまして、水道布設工事監督者及び水道技術監督者の資格基準について所要の改正を行いたいものでございます。

新旧対照表でご説明申し上げますので、議案資料の 3 ページをお開きいただきたいと思っております。条例の第 3 条第 1 号では、「土木土学科」という表現を「土木工学科」としまして字句の修正を行いたいものでございます。

第 3 条第 3 号では、専門職大学の創設に伴いまして、短期大学と同等の教育水準を達成しているとされる「専門職大学の前期課程を修了している者」を布設工事監督者の資格基準に追加をするものでございます。

第 3 条第 8 号では、水道の技術士試験の選択科目の見直しによりまして、「水道環境」が削除されたことにより改正をするものでございます。

第 4 条第 2 号及び第 4 号、第 5 号につきましても、水道布設工事監督者と同様の理由によりまして、それぞれ専門職大学の創設により、「専門職大学の前期課程を修了している者」を水道技術管理者の資格基準に追加するものでございます。

附則としまして、本条例は平成 31 年 4 月 1 日より施行をしたいとしますのでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 29 号議案 南魚沼市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 29 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 11、第 30 号議案 南魚沼市ディスポーザー設置条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

企業部長。

○企業部長 それでは、第 30 号議案 南魚沼市ディスポーザー設置条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成 31 年 4 月よりディスポーザーの使用料を廃止したいとするものでございます。ディスポーザーの使用料につきましては、その使用によりまして処理場への流入水量の増や水質悪化による処理費の増などを勘案しまして、下水道の施設維持管理経費の一部に充てるということで、月額 500 円の使用料をいただいできました。

しかしながら、ディスポーザーの使用以降、六日町浄化センターでございしますが、六日町浄化センターの水質については設計基準以下であり、しかも処理水の水質は、新潟県内の流域下水道の中でも非常にいい水質だということでありまして、そのことに加えまして、さらにその処理費についても年々、下がっていくような傾向にあるということでございます。

こうしたことから、使用料を徴収するとしました施設への悪影響が認められないこと、そして、南魚沼市としてより一層ディスポーザーを普及したいということをご期待しまして、廃止したいとするものでございます。

新旧対照表でご説明申し上げます。議案資料の 3 ページをごらんいただきたいと思います。ディスポーザー使用料についての規定であります、本条例の第 9 条、及び第 9 条を引用しております第 13 条の 2 項について削除をしたいものでございます。

附則でございしますが、本条例は、平成 31 年 4 月 1 日より施行したいものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 点だけ。ディスポーザー、こういう方向性は私はいいと思うのですけれ

ども、ただ、先行設置をした方々ですよ。この方々、月 500 円ずつ払っていたり、13 条のほうには、いろいろこれもろもろ不正があったらその過料まで課してやろうと、そういう厳しい状況の中で設置をしているのです。

それが全部、撤廃されるとなると、非常に今後の状況はよくなるんですけども、今までそういう中でやってきた人たちへの理解もやっぱり必要だと思うのです。制度がよくなるので、文句を言う人はいないのしょうけれども、今までそういう過料まで課してやってきたことをなくすということは、それなりにやはりきちんとした説明も必要だと思うので、そこら辺の配慮といいますかをどのように進めるのかということだけお願いします。

○議 長 企業部長。

○企業部長 今ほど議員が申し上げたとおりだと思っております。今現在のディスポーザーの設置数については、49 基ということで非常に少ないわけですので、それらの皆さん方にきちんとした説明をしていきたいというふうに思っております。

○議 長 20 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 今回こういうふうに月のお金が減る中で、下水等への影響もないということで、49 基と今、話があったのですけれども、ごみの処理の中で 50%以上水分だと言われている中で、これを普及したいということ、常々、井口市長時代から言っていました。市長も今このディスポーザーに明るい、国の女性の方と言いましたか、官僚の方でディスポーザーのみたいなことを目黒さんの答弁で言っていたかもしれないのですけれども。ごみの処理場もやはりランニングコストがかかる問題なので、その水を燃やすということが一番費用的にかかると思うので、これを例えば設置義務を条例化して公的なお金でやったときに、ごみの処理場がどれだけ安くなるかとか、普及するにはそれぐらいやっぱり先を見て考えていかなければいけないとは思いますが、市内で何パーセントがつけたらこのぐらいになるというようなことも研究はしていくべきだと思うのです。その点、市長のお考えとか、今後どうでしょうか。今後、そういう勉強もしていかなければいけない。お金の金額でも、これだけになればこうだということは勉強すべきことだと思うのですけれども、その辺はどういうふうにお考えになっているか。

○議 長 市長。

○市 長 では、私からということなので、12 月定例会で目黒議員といろいろやりとりをした中で話もしております。重複するかもしれませんが、目指すべき方向だと非常に思っています。担当は今度、上下水道課になりますが、下水の皆さんも非常に国の、国土交通省の、女性というのは本当の担当者で、上に下水の局長さんがいらっしゃるわけですが、皆さんといろいろな勉強会にも必ず出席もさせていただく方向でやっていこうということです。

ディスポーザーについては、特に雪国の我々の立地の問題、そしてやっぱり重い荷物を持っているお年寄りのそういう福祉的な面からの対策も含めて、ごみの少量化もあります、さまざまな角度で必ずいい方向になるというふうに思っています、行く行くはおむつとい



うことも含めてになりますので、これらの最初のモデルの指定を受けたいということも含めて、積極的にやっていこうという思いです。

その中で今、具体的にどのぐらいの設置率になったらどうなるかというところまでやっているかどうかはまだ——でもそういう方向をもってやっていこうと思っておりますので、これは皆さんと一緒にまた進むべき道だというふうに確信しているというか、信じてやらせてもらいたいなと思っておりますので、一生懸命取り組ませてもらいたいと思っております。

全体がどうなるかというところまではちょっとわかりませんが、今後は逆に、今までお金をいただいてまでというところから逆のほうになるというか、今後はいろいろな意味で設置を促していく施策の展開というのが、これからまさに喫緊の課題になってくるのではないかなというふうに考えているところであります。その根拠になるべく、数字のデータとかそういうことが必要になってくるかなと思っておりますので、一生懸命に取り組ませてもらいたいと考えているところです。以上です。

○議 長 18 番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 このことについて、私も質問したこともあるわけですが、市内のそういう業者さんとの勉強会も何回かして私も出席をしております。今、ごみの問題では、2市1町で新しいごみ施設をとというようなことで取り組んでいるわけですが、魚沼市それから湯沢の方々は、全くこのことについては理解をしていないという、ちょっと語弊があるかもしれませんが、ディスプレイそのものについても全然ほとんど理解はしていないと。そういうところにもきちんとやはりこういったことを周知していかないと、なかなか普及にもいかないと。

私は逆に、今 500 円がなくなったわけですが、逆に下水道料金を下げてでもこれを普及すべきだと。そのことによって処理場の生ごみの減量化もまた図られるというような思いもあるわけです。その辺、ほかの2市1町についての広報等々についても、どういうふうに考えているのかお伺いいたします。

○議 長 企業部長。

○企業部長 湯沢町それから魚沼市のお話であります、私もこれは下水道の関係ではないのですが、水道の関係で湯沢町とそれから魚沼市と一緒に話をする機会がありますので、その席で今回のディスプレイの普及についてというふうなことでお話をしております。が、なかなか職員もディスプレイ自体を知らないといえますか、そういったような状況が、今のところはそういうふうな実情になっていまして、話をしてもなかなか話がうまく進んでいかないとというのが今のところの実態であります。

そして、県のほうには、私どものほうから話をして、新ごみ処理施設の問題もございしますので、私どもはもう使用できるようになっているわけですので、できれば湯沢町と魚沼市と一緒に2市1町で、ディスプレイの使用ができるように話を進めていってほしいというようなお話はしてございます。そういったことを進めていきたいというふうに考えております。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 この使用料あるいは罰金までも掲げて条例を制定したわけでありましてけれども、今度はまるっきり逆の方向の形です。私は以前、設置のときにも言いましたけれども、この機器の設置費、あるいは耐用年数、こういうものがなかなか普及されていない。あるいは知っていたとしたならば、それがネックなのかなとも思っています。

それから、よくごみの減量という言い方をするのですがけれども、どの程度の普及率が本当に可能なのか。その辺をどういうふうに捉えているかひとつお聞きしたいのです。県が設置する許可をしたのは試行期間——大和クリーンセンターを1年間やってみた結果、ほとんど影響がないということがバックボーンなのですよ。

ところが、今ほども、今現在 49 基、当時は確か一、二基だったと思うのです。それでほとんど水質に影響もないし、問題ないということで進めていること自体が、私はちょっといかなものかなというふうに思っているのですが、どの程度の普及を考えているのですか。そしてどの程度そのごみが減るといふふうに捉えているのか。

私はやっぱりちょっと、選択肢としてあるぐらいの話であればまだしも、ちょっといかなものかなというふうに思っていますが。そのうちに今の意見のように、義務化したらどうだなんていう話まで出るようになるわけですよ。その辺ひとつどう考えているのかお聞きします。

○議 長 企業部長。

○企業部長 このディスポーザーの使用が始まった当時は、今ほどお話があったとおりに思っています。罰則の話ですけれども、これについては県の下水道課のほうとの話の中で、こういうふうな規定を設けなさいというような指導があった中で設置をしているものでございます。もちろん、不正な使用だとか、そういったことは当然のことながら罰則の必要がありますので、そういう必要もあって条例の中にうたい込んだということでございます。

それから、普及の具合ということでありますけれども、私どもが月額の使用料を徴収する理由としましては、下水道が大体 30% ぐらい普及をした場合の費用比較をしております。その中で 30% 程度普及をした場合には、大体ごみ処理費と比較をしまして、その 3 割ぐらいの月額、確か金額にしますと 510 円ぐらいだったと思いますが、その程度の費用が増えていくだろうという中で、月額の数字を設定したものでございます。

それと、ディスポーザーの普及の具合だということではありますが、北海道の歌登というところで国交省が実証実験をしております。そこでは普及率が 40% であります。40% の状況で実証実験をして、下水道施設にはほとんど影響がない——ほとんどというか、全く影響が見られないというような実証実験の結果が出ております。いろいろ話を聞きますと、ディスポーザーが普及をすれば当然のことながらいいわけですがけれども、まず普及をするとしても半分以下、国が考えているのはおおむね 40% から 50% 程度の普及というふうに、今のところはそういうふうな試算をしているようでございます。以上であります。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 耐用年数とかは、あるいはそのメンテナンスの問題で、今度は無料ということになると、許可を得なければならないと言いながら、確実な品物だとすれば、宅内ですので自由にできるような感じがするのですけれども、そういうところまで規制が緩和されていくような状況というのは発生すると考えていますか。

○議長 企業部長。

○企業部長 宅内なので自分でやろうと思えば勝手にできるのだらうと。それは確かにそういうこともあるのかもしれませんが、私どものほうでは、条例で設置をする場合については、市のほうにきちんと申請をなさいというような規定になっているわけです。その辺については、業者のほうの指導もきちんと私どもは毎年やっておりますので、業者を信用することだらうと思えますし、ディスプレイを設置する場合についてはきちんと申請が必要ですよという、市民への周知も必要だらうというふうに思っております。

[何事か叫ぶ者あり]

○議長 企業部長。

○企業部長 ディスプレーの耐用年数については、15年ぐらいたというふうに認識をしております。

○議長 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 討論を行います。まず、反対者の発言を許します。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 第30号議案 南魚沼市ディスプレイ設置条例の一部改正について反対の立場で討論に参加します。この条例ができるときにも、私はいろいろ懸念を申し上げました。それを使用料金、あるいは罰則をも今回、撤廃しようということですが、私は今ほど質疑の中でもしましたように、この機種は指定すると。そうした中で設置費から入れると——私、経験があるのですけれども、大体15万円近くかかりますね。そうした中で、また耐用年数が15年ということでもあります。こういった時代にこれだけの投資を本当にしていこうとする意欲が生まれるかどうか。要するに15年と言いながらも、15年たつと再投資をしなければならないわけですよ。

そして、どれぐらいのごみの減量を考えているかといっても、今、生ごみ部分だけで40%、そして総量で生ごみというのはどれぐらいかというと、わずかです、とこういう言い方をしますが、そうするとこの普及でじゃあ、ごみ減量という形にどこまで貢献できるかという嫌いがあります。

そうした中で、爆発的な普及というのはなく、40%そこそこだらうと、半分以下だらうということを今、想定しているわけですが、私はこの事務手続をするばかりでもかなりの、普及すれば量になると思うのですが、例えば普及したとすれば大変な仕事になるなど。

でも、それだけの仕事量をするのであるならば、基本的にディスプレイでごみ問題の進

展はないというふうに私は捉えています。特に生ごみについては、最終的にはディスポーザーを使っても焼却という問題が出てきます。生ごみは水分を切って分別回収をし、堆肥化があるいは個々で堆肥化するという形が基本的な問題であるというふうに捉えている立場であります。そういう点からしても、ディスポーザーに投資をしていただいでごみ減量にひとつ協力をといて、なかなかそこまでいく状況にはないのかなというふうに思っています。

そういう点で、もっと根本的なごみ問題、ごみ対策というものを周知させるほうが、私は良だというふうに考えているものであります。

以上、この条例については、本来の当初からの料金、それから罰則というようなものまで設けたのが、もうここで破綻をしているということでもあります。もう一つ、つけ加えるならば、今度、補助金を出してと。既にリフォーム補助ではやっているわけでありましてけれども、今度そうして義務化というような負担増にもつながっていくというふうに考えるものであります。以上、反対討論とします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

18 番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 私は第 30 号議案のディスポーザーの件につきまして、賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。今ほど反対者の話にもありましたように、確かに 100%ごみの減量化にはつながらないことは間違いなくそうだと思いますけれども、私のところも平成 18 年から 5 年間、実証実験に参加させていただいて、約 40%から 50%の間、減ることは間違いありません。それは間違いありません。

ただし、さっき話があったように、堆肥化をすればいいじゃないかということ言いますが、これからだんだんと高齢化が進んで来てそれは無理ですよ。一部はできるかもしれませんが。一部はできるかもしれませんが、特に高齢化になって、そして真冬の雪の降るさなか、ごみステーションまであの重い荷物をもって行くなんていくことはなかなか大変なのです。

そういったことも含めて、このことについては、こればかりがごみの減量化ではないですけれども、確かに減量化には資するわけですから、今までお金を払っていたわけですから、それがなくなったというふうなことで大変歓迎をしております。これによってまた若干でもこれが増えて、ごみの減量化につながれば一番いいのではないかなというふうに考えておまして、このことについて賛成の立場で討論に参加をいたしました。皆様方のご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 30 号議案 南魚沼市ディスプレイ設置条例の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 30 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 昼食のため休憩といたします。再開は 1 時 20 分といたします。

〔午前 11 時 47 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 1 時 20 分〕

○議 長 日程第 12、第 31 号議案 棟方志功アートステーション条例の廃止についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 第 31 号議案 棟方志功アートステーション条例の廃止について提案理由の説明を申し上げます。棟方志功アートステーションは、美術に関する市民の知識及び教養の向上を図るために、旧六日町所蔵の棟方志功の作品を中心とした美術絵画作品の展示を行う施設として、平成 10 年 7 月「ギャラリー六日町」が開設され、南魚沼市観光協会の事業として管理運営業務を行ってきました。棟方志功アートステーションは、今年度をもって指定期間が満了するもので、以前より当施設の湿気が高いことで美術品の保管、展示にはふさわしくない場所であると言われていました。このことから期間満了を機に、今後は展示場所を今泉記念館に一本化を図ることで公共施設の適正管理運営を図るものです。

なお、附則として、施行は、平成 31 年 4 月 1 日としたいものであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 31 号議案 棟方志功アートステーション条例の廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 31 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 13、第 32 号議案 大月ほたるの里観光施設条例の廃止についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 第 32 号議案 大月ほたるの里観光施設条例の廃止について提案理由の説明を申し上げます。この条例が制定された経過としましては、昭和 56 年から地元老人会を中心に、蛍の乱舞を再現したい、という願いから始まった事業であります。3 か年計画で新潟県観光施設整備事業を利用して「ほたるの里」を建設いたしました。しかし、平成 23 年に新潟・福島豪雨災害の発生で多量の土砂が流入し、思うように蛍が生育せず、今現在もあまり変わらない状況であります。

これらを踏まえた中で、大月ほたるの里観光施設は、平成 32 年 3 月 31 日まで指定管理期間がありますが、大月ほたるの里管理組合から組合員の高齢化等の理由で今年度をもって指定管理をやめたい旨の申し出があり、大月ほたるの里管理組合と協議の上、廃止案を提案することに至りました。

なお、附則として、施行は、平成 31 年 4 月 1 日としたいものであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 32 号議案 大月ほたるの里観光施設条例の廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 32 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 14、第 33 号議案 市道の路線変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第 33 号議案 市道の路線変更について説明をいたします。今回の市道の路線変更については、4 つの路線について道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決をお願いするものです。

1 ページの表をごらんください。図面番号 1 から 4 までありますが、1 番から 3 番は国道

17 号六日町バイパスの工事に伴う経路と終点の変更になっております。4 につきましては、新潟県の砂防工事に伴う経路の変更になっております。

1 枚はぐっていただいて 3 ページをごらんください。図面番号 1、市道名「阿弥陀堂藤塚線」です。この路線は、県道十日町六日町線（高校通り）を起点としまして、八海高校グラウンド脇を通りまして国道 253 号を終点とする路線です。六日町バイパスの工事によりまして、位置図のとおり経路の変更を行いたいものです。経路変更によりまして、延長が 805.8 メートルから 922 メートルに変更になります。

また 1 枚はぐっていただいて 4 ページをごらんください。図面番号 2、市道名「藤塚北線」になります。この路線は、国道 253 号を起点としまして、レストラン雪国の前を通って、先ほどの阿弥陀堂藤塚線を終点とする路線ですが、同じく六日町バイパスの工事によりまして、位置図のとおり終点を変更したいものです。終点の変更によりまして、終点の地番の変更、それから延長が 119 メートルから 300 メートルに変更になります。

続いて 5 ページをごらんください。図面番号 3、市道名「杉ノ島特養線」です。この路線につきましては、市道杉ノ島線の地域振興局健康福祉環境部近くの交差点を起点としまして、鎌倉沢川の脇を通り、特別養護老人ホームみなみ園につながる路線です。同じく六日町バイパスの工事によりまして、位置図のとおり経路の変更を行いたいものです。経路の変更によりまして、延長が 608.5 メートルから 660 メートルへの変更になります。

続いて 6 ページをごらんください。図面番号 4、市道名「十二沢線」になります。この路線につきましては、小栗山の県道余川塩沢停車場線を起点としまして、上の原地区を終点とする路線ですが、新潟県の砂防工事に伴う市道のつけかえによりまして、位置図のとおり経路の変更を行いたいものです。経路変更によりまして、延長が 967.8 メートルから 990 メートルに変更になります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 33 号議案 市道の路線変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 33 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 15、第 34 号議案 五十沢キャンプ場施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 第 34 号議案 五十沢キャンプ場施設の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。

施設の名称は、五十沢キャンプ場施設、指定管理者に指定する団体は、南魚沼市永松 941 番地 28、一般社団法人五十沢キャンプ場、代表者、会長、山本勝治。指定の期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 3 年間であります。

指定管理者候補団体の選定経過についてご説明いたします。一般社団法人五十沢キャンプ場は、当該地域の活性化及び観光客誘客に寄与するため、地元 3 集落が設立した任意組合から、平成 28 年に一般社団法人となり、その後も管理内容は良好であり、地元の地域活性化並びに観光振興に貢献しております。

五十沢キャンプ場施設を管理運営するに当たっては、施設の性格や設置目的から南魚沼市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例、第 4 条第 3 項により、今回の更新にあつては指定管理者の候補者として継続して選定するものです。

平成 31 年 1 月 31 日付で南魚沼市公の施設の指定管理者の選定について諮問し、審査の結果の答申を受け、一般社団法人五十沢キャンプ場を指定管理者候補団体として決定しました。法人関係者の高齢化等の懸案事項が存在するため、協議期間を含めた中で 3 年間とすることで提案に至っております。

次に資料に基づき、指定管理者候補団体の五十沢キャンプ場施設の事業計画及び収支計画についてご説明いたします。4 ページから 5 ページには、指定管理の基本方針、施設の概要、施設の利用計画などが記載されております。管理施設は、五十沢キャンプ場、森のきりん館、セントラルロッジ、コテージ 3 棟、付帯施設となっております。

5 ページ中段からは、施設の利用料金、6 ページの下段から 7 ページは、収支計画が記載されております。収支計画ですが、収入は、利用料金、販売収入などで 2,350 万円ほどを見込んでおります。支出は、人件費を含み合計 2,350 万円ほどの計画となっております。最後 7 ページの中段から、一般社団法人五十沢キャンプ場の概要であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

20 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 6 ページの収入の部ですけれども、その他収入で助成というところに、市からの助成があるのかなと思うのですけれども、利用料金の中、何か上は 10 万円単位で書いてあって、もうちょっとここが、市が幾ら出しているとかわかるような、収入の部のところはそうしたほうがいいんじゃないかと思うのと。



支出の部分で、寄付金というのが50万円ありますけれども、市の補助とかが入っているのに、この売り上げを見ると寄付の50万円というのはかなりの寄付額だなと思っています。数万円程度であればこの寄付というのはあれかと思うけれども、50万円というのはちょっと多いかなと思っているのですけれども、その辺がどうなっているのか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 収入の部のその他収入であります。市からは支出はありません。ですので、その他収入のところに市の部分というのはございませんのでご了承願いたいと思います。

また、寄付金についてであります。雪まつり等、「緑の百年物語」ということで、森林の管理等で支出のほうを行っているということで、それが50万円ということでもあります。以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 それは失礼いたしました。市から出ているのかなど。多少、やっぱり助成となっているので、そういう予算の見方をして。まあ、自分たちで稼いでいるのであれば、寄付金が幾らであろうが俺は問題ないと思うので、その点は失礼いたしました。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 部長の説明の中で、指定の期間ですね、3年間ということでありましたけれども、想像するに、この社団法人は30年間やっていたいでありますので、高齢化ということがあったということは、この指定期間の中にひょっとしたらこの社団法人から別の組織のほうに衣がえといたしますか、いろいろな形で変わる可能性があるぞという、そういう意味での高齢化での3年間の指定期間だというふうに捉えていいわけでしょうか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 寺口議員のおっしゃるとおり、場合によっては前倒しでほかのことに変わる可能性もございます。これは私たちからこうしてほしいということではなく、現在、地元集落3集落ありまして、非常にそこが——皆さん元組合員、今、法人の中ではありますが、やはりそこがお荷物になるようなことでは困ります。今ある方たちから若い方たちへの代わりができればいいのですが、そうでない場合には、やはりある程度そういう企業等を紹介することも可能でありますし、自分たちでそこを単独で今後行っていきたいという方向であれば、それも私たちのほうで考慮しなければいけない問題だと思っています。

そこら辺も踏まえた中で、3年間協議しながら行っていきましょうということで、この社団法人とは話が3年間ということで協議が整っておりますので、今、寺口議員がおっしゃるとおり、場合によってはほかの方向に進むことも考慮しております。以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 そうしますと、移住定住促進事業ということで、いろいろなことをしかけているわけでありまして、地元の3地域との話し合いの中でそういう方が出てきても、当然ここを継承といたしますか、発展させるということで可能性は非常に大きいというふうに

考えていいわけですね。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 皆さんご存じのとおり、五十沢キャンプ場というのはすごくいいロケーションでありまして、市の財産であることは間違いありません。ここに移住定住も含めて、もし違う企業が入って地元の方とやるということになれば、やはり新たな雇用が生まれる可能性もございます。そこら辺も非常に期待している部分でありますので、今の形態に固執しないような形で、新たな形で五十沢キャンプ場がますます発展していく形というのを、今も模索している状態であります。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 34 号議案 五十沢キャンプ場施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 34 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 16、第 35 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 35 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてご説明を申し上げます。本議案は、平成 6 年度に整備いたしました栃窪地区の小型動力ポンプ付軽積載車の老朽化に伴い、新たな車両が必要になったことから、その整備に当たり辺地対策事業債を活用するため、別紙のとおり栃窪辺地に係る総合整備計画、いわゆる辺地計画を策定したいものでございます。

当該計画の策定に当たり、法律の定めによりあらかじめ県と協議を進めておりましたが、このたび県知事から計画の内容に異議がない旨の回答をいただきました。つきましては、総務大臣に辺地計画を提出するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第 3 条第 1 項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

めくっていただきまして、3 ページからが総合整備計画となっております。先ほど説明をいたしました法律施行規則第 6 条の様式に基づき、県と協議したものでございます。

めくっていただきまして、4 ページ中ほどから下でございますが、3、公共的施設の整備

計画にあるとおり、計画期間は、平成 31 年度の 1 年間、小型動力ポンプ付軽積載車の整備にかかる事業費は 410 万円でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 35 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 35 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 17、第 36 号議案 新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 36 号議案 新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてをご説明申し上げます。本議案は、本市が加入いたします、新潟県市町村総合事務組合より、平成 30 年 12 月 17 日付で規約変更に係る協議書の提出依頼があったものでございます。地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定により、規約の変更について議会の議決をお願いするものでございます。

規約変更の理由につきましては、「三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合」から、非常勤職員に対する公務災害の補償等に関する事務について、共同処理事務に加入したいとの申し出があったためでございます。

変更の内容につきましては、めくっていただきまして 3 ページ、新旧対照表で説明を申し上げます。別表第 2 の中で、左側の改正案のとおり、下線部分の「三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合」を加えるものでございます。

1 ページ、議案に戻っていただきまして、附則として、この規約は、総務大臣の許可の日から施行するをしたいものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 36 号議案 新潟県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 36 号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 18、第 37 号議案 南魚沼市と魚沼市の図書館等の相互利用に関する協議についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 第 37 号議案につきましてご説明を申し上げます。本議案は、魚沼地域定住自立圏の連携事業として協議を進めてまいりました図書館等の相互利用につきまして、このたび魚沼市との協議が整いましたので、地方自治法第 244 条の 3 第 3 項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

別紙の協定の締結によりまして、魚沼地域の市民がそれぞれの図書館を相互に利用できるようになり、読書活動に関する利便性を高め、読書をはじめとした学習機会の向上を進め、また相互利用による交流人口の増加も期待して取り組むものでございます。

それでは、協定書の内容につきまして説明させていただきます。3 ページをお開きください。第 1 条につきましては、相互利用により、それぞれの市民の利便性を図り、図書館等の高利用を促進し、圏域の一体化と住民の学習活動に寄与することが目的でございます。第 2 条につきましては、利用の範囲を図書館及び図書室としており、第 3 条、利用対象者は南魚沼市民と魚沼市に住所を有する個人としております。第 5 条、利用の範囲につきましては、市民と同じであります。他の自治体図書館から本を借りる相互貸借のような料金が発生するサービスに関しましては、各自治体で行うこととしまして、対象から外しております。第 6 条と第 7 条につきましては、記載のとおりでございます。第 8 条につきましては、この協定につきましては、平成 31 年 4 月 1 日から発効したいものでございます。第 9 条につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1つお伺いしたいのは、南魚沼市図書館は図書カードを発行しておりますけれども、こういったものも相互に使えるように将来的にしたいということも含んでの協定書なのかということ。カードは、こういうクレジットカードみたいなのがありますよね。私も持っていますけれども、それが向こうでも使えると。向こうさんも多分発行していらっしやっと思ったのですけれども、それが相互に使えるということでの協定かなということと。

もう1点は、確か2市1町の中でいくと、文化スポーツ施設については相互利用ということで、何か大きな枠組みでの利用協定みたいなものをつくってあったような気がしないでもなかったのだけれども。それを本来つくって、その中に図書館の部分を含めるという形が一番よかったかなと思うのですが、ちょっと私の勘違いであればあれですけれども。

初めて魚沼市とのこういう文化スポーツ施設のほうの相互利用の協定なのかな。何か大きな利用協定みたいなのがあったような気がしたのですけれども、私の勘違いであれば申しわけないけれども、ちょっとその辺を説明してもらいたい。

○議 長 教育部長。

○教育部長 最初の図書カードの件ですけれども、登録をいただきましてカードを作成しておりますので、相互に利用できることとなります。

2番目の質問でございますが、施設の利用に関しましては、ずっと図書館もそうですけれども、同時にスポーツ施設、文化施設、相互利用の検討を進めてまいりました。ただ、施設の利用に際しての使用料ですが、使用料の減免制度の基準が魚沼市と異なっておりまして、なかなか協議が進まない状況でございます。それで今回は、図書館については料金等が発生しないことで、今回の相互利用の議決を求めることになりました。以上です。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 寺口議員の今のご質問の、大きな枠組みの中での協定があった気がするということでございますけれども、湯沢町と南魚沼市とでは協定は結んでおりますけれども、魚沼市とはまだでございます、今、教育部長が申し上げたとおりでございます。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 この第37号議案の1ページ目の文面に、「別紙のとおり協議をしたく」という表現がありますけれども、中身は協定書であると。協議をしたいということなのか、それとも説明では協議が整ったと。だから協定書を結びたいというような説明であったように記憶していますが、この1枚目と2枚目の整合性がよくないのではないかなと。どのようにお考えなのかということをお伺いを1点。

2点目は、私について言うなら、3日前には魚沼市の図書館を実は利用してきました。1年に四、五回は十日町市の図書館、情報館を利用しています。あそこから本を借りることもございました。もう既にそうやって周辺自治体の図書館を利用している人たちが、多分この空間の中にもいらっしやると思うのですけれども、現状でやっていることなんですけれども、どう変わるのかと。どのように変わるのかというのが2点目。

3点目について言うならば、この第1条で「魚沼地域市町圏域の一体化と」という表現が

ありますけれども、魚沼市の図書館とこういう連携を図るといのは大変いいことだと思いますけれども、どうもついでに湯沢町の図書館や、あるいは十日町市のあの目を見張るような大図書館、あるいは津南町の図書館、あわせて魚沼3郡の図書館と連携を図るといような協議に、エリアを拡大したらどうかと。なぜそういう声が上がらなかったのか。そういう声が上がったとすればなぜ限定したのか。この1条について言うならば、魚沼地域の一体化というふうにありますので、魚沼市に限定したのはなぜかというその辺のお話をお伺いしたいと思います。3つですが。

○議 長 教育部長。

○教育部長 まず、1点目ですけれども、大変紛らわしいことは申しわけなかったと思いますが、まず相互利用に関しましては、地方自治法の規定によりまして、議会の議決を求めなければならないという決まりになっておりますので、先ほどの寺口議員のときにも申し上げましたとおり、ほかの施設について協議が進まなかったこともありまして、図書館だけのことで限定して協議をしたいということで、今回、提案させていただきました。

ただ、内容についてはこの協議書がないとなかなかわかりづらいと思われましたので、協議書を出させていただきました。あくまでもその中身にある、私が申し上げた協議が整ったというのは、魚沼市と協議が整ったという意味でありまして、そういうことでの提案でございます。

2番目ですが——済みません、2番目と3番目については、社会教育課長が申し上げます。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 図書館の利用でございますけれども、これはどの図書館でもそうですけれども、図書館を利用すること自体はどの市民でも当然できるわけでございます。図書の貸し出しにつきましては、大体どこの図書館もそうですけれども、市民それから在住、在勤者ということで利用が限定をされているというようなことでございます。これを図書の貸し出しにつきまして、魚沼市と協定を結んだ中で、相互の市民が貸し出しができるというような制度にしたいということでございます。

それから、3点目の魚沼エリアの拡大ということでございますけれども、今回は魚沼定住自立圏構想の中の魚沼市、それから湯沢町との協議の中で、私どもは中心市になっているわけでございますが、その協議の中での相互利用ということで、今回の提案というふうにさせていただくということでございます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 37 号議案 南魚沼市と魚沼市の図書館等の相互利用に関する協議については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 37 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

○議 長 本日はこれで散会いたします。

次の本会議は、3月5日火曜日、午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後1時42分〕